

# ミニレポート vol.34

## 労働トラブルに巻き込まれないために



ウチヌノ人事戦略事務所 社会保険労務士 内布 誠

### 労働トラブルに巻き込まれないために

#### ◆ 普段の心構え

就職する時、労働条件を使用者との口約束だけで決めて、労働契約書を取り交わさない例が見受けられます。

しかし、一旦トラブルに巻き込まれると、一体自分がどのような契約・労働条件の下で働いていたのかが大きな問題になることがあります。

法律でも、使用者は賃金・労働時間・就業場所・業務内容など、一定の事項を書面で労働者に渡すよう定めています。

ですから、就職の際は労働条件について書面（辞令、雇用契約書）にしてもらうよう心がけ、少なくとも職業安定所（ハローワーク）の求人広告で就職した時は、求人票は取っておくようにしましょう。

また、就職後も、給与明細を保管する、就業規則があればその内容をチェックするなどして、普段から自分の労働条件がどのようになっているか注意していることが大切です。

#### ◎ 労働トラブルに巻き込まれそうになった時、巻き込まれた時…解雇、退職をめぐるトラブルの場合

会社から意に反する出向を命じられそうになった、退職を迫られた等々、労働トラブルに巻き込まれそうになった時は、その内容や経過をきちんと記録しておくことが何より重要です。

「今辞めてくれれば退職金を3か月分上乗せするから」と言われて仕方なく退職したのに、退職後に上乗せ分を請求したら、「そんな約束をした覚えはない」などと言われてトラブルになるというような例が後を絶ちません。また、執拗な退職強要に疲れ果てて退職届を書かされたのに、後になって、「自分から辞めたいと言って退職届を出した」などと言われてしまう例もよく見られます。

ですから、例えば会社から退職強要をされ始めたら、その日時や言った人、言われた内容等を必ずその都度 メモしておくことです。また、呼び出されて退職強要をされそうな場合でも、その状況を記録しておきましょう。

そして、「明日から来なくていい」「辞めろ」などと言われたような場合は、それが解雇なのか、「退職届を出して欲しい」という意味なのかをその場で確認し、解雇だという時は、必ず書面でその旨を書いてもらうことです。同じことですが、例えば「今辞めてくれれば退職金を上乗せする」などという条件を会社から提示してきた時も、それを必ず書面にしておくことです。

あなたが書いておいた事実の経過が、たとえ単なるメモのようなものであっても、それらが本格的なトラブルや裁判になった時には、力を発揮することもあるのです。

「これまで一生懸命やってきたのだから、会社もそれほどひどいことはしないだろう」などと勝手に会社の温情に期待して、後で裏切られたということのないようにするためにも、最低限これらのことはやっておきましょう。

また、会社から最終通告をされる前に、労働センター等や弁護士などに相談し、アドバイスを受けたりあっせんを頼むというのも良い方法です。退職強要にしても、最初はそれほど深い考えなしに行っていたことが、最後には会社も引っ込みがつかなくなってこじれるという例はよくあることです。会社が後戻りできる初期の段階に対処をすればするほど、あなたの権利を守ることができる可能性が高くなることを覚えていてください。

「不安な時はまず相談」。自分の権利は自分で守るということを心がけてください。

**【参考：神奈川県、労働問題対処ノウハウ集】**